

広島県賃貸住宅供給促進計画

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき、広島県賃貸住宅供給促進計画を次のとおり定める。

1 広島県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1)住宅確保要配慮者の範囲

法第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び同法施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）第3条第1号から第10号までに定める者のほか、海外からの引揚者、新婚世帯※、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、（LGBT等の）性的マイノリティ、U I J ターンによる転入者のほか、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者を住宅確保要配慮者とする。

※新婚世帯…①新婚の場合は、婚姻の日後3年以内の世帯、②事実婚の場合は、事実婚の届出をした日以後3年以内の世帯、③パートナーシップ関係の場合は、パートナーシップ宣誓等を行った日後3年以内の世帯、④婚約の場合は、婚姻予定者、双方の親の証明又は結婚披露宴の案内状に記載された婚姻の日前4ヶ月以内の者

(2)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

住生活基本法第17条第1項の規定に基づく住生活基本計画（広島県計画）（以下「県住生活基本計画」という。）に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他の公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 法第10条第5項に規定する登録住宅

多様な住宅確保要配慮者のニーズに応えるため、広島県居住支援協議会（以下「県協議会」という。）の活動等を通じて、民間賃貸住宅所有者への住宅セーフティネット制度の普及等を図り、セーフティネット住宅の登録を促進する。

また、地域における空き家・空き室を活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給促進を図る。

2 目標を達成するために必要な事項

(1)住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

県住生活基本計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

(2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

① 登録住宅(共同居住型住宅以外)の規模に関する基準について

施行規則第11条のとおりとする。 ※25㎡

② 共同居住型住宅の登録住宅の規模に関する基準について

施行規則第11条ただし書及び第12条第2号ロの国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号）第2条第1号のとおりとする。

(3)住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

県協議会等が実施する居住支援の周知等により賃貸人及び住宅確保要配慮者の不安解消に努める。登録住宅を含む賃貸住宅について、適正な維持管理や計画的な維持修繕が実施されるよう、県協議会の活動において居住支援セミナーを開催する等、賃貸人等に対する啓発を図る。

3 計画期間

県住生活基本計画と一体的に推進するため、計画期間を令和4年度から令和12年度までの9年間とする。また、今後の社会経済情勢に対応させるため、原則として県住生活基本計画の見直しに合わせて、当該計画の見直しを行うものとする。

附則

この計画は、令和4年9月1日より施行する。

附則

この計画は、令和5年4月3日より施行する。